



サンモリユ下條 だより

冬季限定のお得プラン!

11月のバスツアー

松本城見学と
りんご狩り

時 11月28日(月)～29日(火)の1泊2日
対 市内在住、在勤または在学の人
定 48人(先着順・最少催行人員30人)
¥ 27,000円(1泊4食付)
 ※金額は条件により異なる場合があります。

| 行程 | |
|--------|--|
| 1 泊 | 刈谷駅 (7時50分)⇒富士松駅 (8時30分)⇒松本・信州石井味噌 (昼食&味噌蔵見学)⇒松本城⇒休暇村 (16時30分) |
| 2 泊 | 休暇村 (9時)⇒道の駅そばの城⇒元善光寺⇒三和観光農園 (りんご狩り5個)⇒ドライブイン酒蔵 (昼食)⇒虎溪山永保寺⇒富士松駅 (16時10分)⇒刈谷駅 (16時40分) |

申込期間 9月20日(火)～10月28日(金)

バスツアーの申込み・問合せ 名鉄観光サービス(☎21-1333) 10時～17時30分(※水曜・日曜・祝日)

平日は休暇村でのんびり湯ったりプラン

時 令和5年1月10日(火)～3月12日(日)の平日料金の日
内 宿泊料金を大人は**500円**、子どもは**250円**、連泊の場合は2泊目の宿泊料金を大人は**1,500円**、子どもは**750円**引きします。
対 市内在住、在勤または在学の人で、期間中の平日料金の日に宿泊する人
 ※通常の宿泊料金割引制度(65歳以上は1,000円、障害者手帳所持者は大人1,000円、子ども500円引き)も合わせて利用できます。チェックイン時に証明書類を提示してください。

例 料金(大人)の場合

| | 夕食1,760円 | 夕食3,300円 |
|----|------------------------|------------------------|
| 1泊 | 7,290円 → 6,790円 | 8,830円 → 8,330円 |
| 2泊 | 7,290円 → 5,790円 | 8,830円 → 7,330円 |

もっとお得に! 直行バス割引パック

時 令和5年1月10日(火)～3月12日(日)
内 刈谷駅または富士松駅から休暇村間の、直行バスの往復運賃が4人で10,000円。(大人4人の場合、通常は16,000円)
対 4人以上で直行バスに乗車する宿泊者
問 お客様センター (☎0120-933-365)

宿泊予約は利用日の3カ月前の1日から 予約・問合せ お客様センター ☎0120-933-365(9時～17時・通話料無料)

知っ得!

ねんきん豆知識

問 国保年金課 (☎62-1011)
刈谷年金事務所 (☎21-2110)

遺族基礎年金

国民年金に加入している20歳から60歳未満の人や、老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある人が亡くなったとき、その人によって生計を維持されていた子のある配偶者または子*が受け取ることができる年金です。
 *18歳になる年度の3月31日を過ぎていない、または20歳未満で障害年金の障害等級2級以上の状態にある子(婚姻していない場合に限る)

受給要件



- ▶国民年金に加入中の人(※1)が亡くなったとき(※1)
 - ▶国民年金に加入していた60歳以上65歳未満の人で、日本国内に住所を有していた人が亡くなったとき(※1)
 - ▶老齢基礎年金の受給権者であった人や受給資格を満たした人が亡くなったとき(※2)
- ※1 死亡日の前日において、保険料納付済期間が国民年金加入期間の3分の2以上あること。ただし、令和8年3月31日までに死亡した場合は、死亡日の含まれる月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと
- ※2 保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間が25年以上ある人

子がない場合、要件を満たした遺族に以下のものが支給される場合があります。

寡婦年金 国民年金第1号被保険者の保険料納付済期間が10年以上ある夫を亡くした妻が60歳から65歳になるまで受けられます。

死亡一時金 国民年金第1号被保険者の保険料納付済期間が36月以上ある人が老齢基礎年金、障害基礎年金を受けとることなく亡くなったときに、遺族が受けられます。

※寡婦年金と死亡一時金は、請求者が選択する一方しか支給されません。